

一般社団法人現代俳句協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人現代俳句協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、現代俳句の振興の重要性に鑑み、俳句文芸に関連する調査、研究を行うとともに、俳句文芸への認知向上、ならびに文芸活動及び文化生活に寄与することを目的とし、その目的に資するために、以下の事業を日本全国及び海外において行う。

- (1) 俳句文芸に関連する調査研究、資料収集及び政策提言
- (2) 俳句文芸に関連する地域活動の支援及び助成、ならびに地域振興
- (3) 俳句文芸に関連する顕彰
- (4) 俳句文芸に関連する研修、交流、人材育成、教育訓練及び相談援助
- (5) 俳句文芸に関連する図書館の運営及び支援、ならびに優良図書の推薦
- (6) 俳句文芸に関連する専門家や国内外の文芸団体との交流及び連絡提携
- (7) 俳句文芸に関連する出版物及び印刷物の発行、企画、編集、監修及び販売
- (8) 俳句文芸に関連する広告及び宣伝、ならびに物品の配布及び販売
- (9) 有料職業紹介事業
- (10) 労働者派遣事業
- (11) 前各号に付帯又は関連する一切の事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。

但し、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告ができない場合は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(社員)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

(入社)

第6条 社員となるには、当法人所定の様式で申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(会費等)

第7条 社員は、当法人が別に定めるところにより、会費を支払わなければならない。

(退社)

第8条 社員は、当法人が別に定める退会届を提出することにより、いつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至った時は社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款又は倫理規定等に違反した時
- (2) 当法人の社員としての義務に違反した時
- (3) 当法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をした時
- (4) その他、除名すべき正当な事由がある時

(社員資格の喪失)

第10条 前条のほか、社員は次のいずれかに該当する場合にはその資格を喪失する。

- (1) 退社した時
- (2) 第7条の会費等を2年以上滞納した時
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散した時

第3章 社員総会

(開催)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎年3月に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第12条 当法人の社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決

議に基づき代表理事が招集する。

(構成)

第13条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(議決権)

第14条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項及びその他一切の事項について決議することができる。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額の決定
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款により定められた事項

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事たる会長がこれに当たる。

2 代表理事たる会長に事故がある場合は、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事が議長になる。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議

を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 社員総会に出席できない社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を代表理事たる会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては前条の規定の適用については社員総会に出席したものとみなす。

(書面による議決権の行使)

第19条 理事会において社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、社員総会に出席できない社員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第 17 条の第 1 項から第 3 項までの出席した社員の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第20条 理事又は社員が社員総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については法令で定めるところにより議事録を作成する。
2 議事録には議事の経過及び結果を記載し、議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員の設定)

第22条 当法人に理事 3 名以上 40 名以内(うち、会長 1 名、副会長 20 名以内、専務理事 1 名、常務理事 5 名以内)、監事 3 名以内を置く。
2 前項の会長をもって代表理事とし、会長以外の全ての理事をもって業務執行理事とする。

(選任)

第23条 理事及び監事は社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要がある場合には、社員以外から選任することを妨げない。

2 理事のうち、理事のいずれかの 1 名と次の各号で定める特殊の関係のある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

- (1) 当該理事の配偶者
 - (2) 当該理事の三親等以内の親族
 - (3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - (4) 当該理事の使用人
 - (5) 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
 - (6) 前 3 号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族
- 3 会長、副会長、専務理事、常務理事は、理事会の決議により選定する。
- 4 監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。理事はこの法人の監事を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。副会長及び専務理事は、理事会の定めるところにより、会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。会長、副会長、専務理事以外の業務執行理事は専務理事を補佐し、理事会の決議に基づき、日常の業務に従事し、総会の議決した事項を分担執行する。
- 3 業務執行理事は、毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までと

する。

- 3 理事若しくは監事が欠けた場合又は第22条で定める理事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまでなお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 役員報酬等は、社員総会の決議により定める。

(損害賠償責任の免除)

第29条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であったものを含む)の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第30条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、代表理事たる会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事たる会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、専務理事がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 前条の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることができる理事の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が当該提案に異議を述べた時は、この限りではない。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 その他の機関

(名誉会長、特別顧問、顧問、名誉会員、参与)

第38条 当法人に、理事会の決議により、名誉会長、特別顧問、顧問、名誉会員、参与をおくことができる。それらの機関は、社員以外から選任することを妨げない。

2 第1項の機関は次の任務を行う。

- (1) 会長からの当法人の運営その他重要事項についての相談を受けること
- (2) 当法人の業務について意見を述べること

2. 第1項の機関の任命・職務に関する事項については、理事会で別に定めるところによる。

3 第1項の機関の報酬の有無は、理事会において決議する。

(評議員)

第39条 当法人に、理事会の諮問に応じ参考意見を述べるために、理事会の決議により、社員の中から評議員150名以内を置くことができる。

第40条 評議員の任命・職務に関する事項については、理事会で別に定めるところ

による。

(参事)

第41条 当法人に、理事を補佐し、その業務の執行に協力するために、理事会の決議により、社員の中から参事 250 名以内を置くことができる。

第42条 参事の任命・職務に関する事項については、理事会で別に定めるところによる。

第7章 計算

(事業年度)

第43条 当法人の事業年度は毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第44条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第45条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類について承認を受けなければならない。

①事業報告

②事業報告の附属明細書

③貸借対照表

④正味財産増減計算書

⑤貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 貸借対照表は、定時社員総会の終結後遅滞なく、公告するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 本定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第48条 当法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第49条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に帰属させる。

第9章 事務局及び職員

第50条 当法人に事務局を置き、所要の職員を置き、職員の任免は専務理事が行う。

2 事務局の組織及び職員に関しては、理事会の議決を経て、専務理事が別に定める。

第10章 委任

第51条 本定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事たる会長が定める。

第11章 附則

(最初の事業年度)

第52条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年12月31日までとする。

(最初の役員任期)

第53条 第26条の定めにかかわらず、当法人設立の日から最初の定時社員総会で選任された理事及び監事の任期は、選任後1年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結時までとする。ただし、再任は妨げない。

(役員)

第54条 当法人の設立時代表理事及び設立時理事は次のとおりである。

設立時理事	中村 和弘
設立時理事	後藤 章
設立時理事	堀田 善宇

設立時代表理事 中村 和弘
設立時監事 水野 二三夫

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第55条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。

東京都板橋区志村二丁目16番33-616号 ヴィオスガーデン城山
中村 和弘

埼玉県さいたま市北区日進町3丁目34番地1 ハウス大宮日進101
後藤 章

東京都北区田端3丁目1番12-502号 コスモプレイス田端
堀田 善宇

東京都三鷹市下連雀5丁目6番2-306号
水野 二三夫

(法令の準拠)

第56条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人現代俳句協会設立のために、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和4年12月21日

設立時社員 中村 和弘

設立時社員 後藤 章

設立時社員 堀田 善宇

設立時社員 水野 二三夫